

# 建設共同企業体協定書（甲）等の提出について

## 1. 電子調達サービスによる操作

- （１）電子調達サービスによる操作及び申込みは共同企業体代表者が行ってください。
- （２）電子調達サービスの【単体案件】のメニューの中から【希望申請】処理をしてください。**※事業者項目内の希望理由に「２者JV申請」と必ず明記してください。**
- （３）【希望申請】処理で「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信する際に、以下の提出書類をPDF形式またはワード形式により添付してください。
- （４）登録が支社等の事業者は、登録のある支社等で処理してください。

## 2. 提出書類

- （１）建設工事共同請負入札参加資格審査申込書
  - （２）建設共同企業体協定書（甲）
    - ①建設共同企業体協定書（甲）
    - ②委任状（共同企業体構成員→共同企業体代表者用）
    - ③委任状（本社→支社等用）【該当する場合のみ】
    - ④使用印鑑届【該当する場合のみ】
  - （３）全構成員分の建設業許可証明書の写し（支社等の場合は、別表も含む。）
  - （４）配置予定技術者調書及び完成工事経歴書（全構成員分）
  - （５）配置予定技術者調書及び完成工事経歴書に記載した、工事契約書の写し（全構成員分）
  - （６）建設工事競争入札参加資格審査受付票の写し及び印鑑証明書の写し（全構成員分）
- ※ PDF 形式またはワード形式による添付が困難な場合は、書類の添付に替えて、総務部契約課工事契約係（区役所本庁舎南館 1 1 階）へ直接提出いただくことも可能です。

①～④を袋綴じし、表面と裏面の部分に割印を押してください。

### 3. 注意事項

( 1 ) 「建設工事共同請負入札参加資格審査申込書」について

ＪＶの結成等を支社等の代理人が行う場合は、代理人の氏名（支社名等）を記載し、代理人の印鑑（支社長等の印）を押してください。

( 2 ) 「建設共同企業体協定書（甲）」について

ＪＶの名称は、他の書類に記載した名称と同一にしてください。

申請及び結成年月日は電子調達サービスによる申請日以前とし、他の書類と同一にしてください。

第 1 1 条の取引金融機関には金融機関名のみを記入し、支店名は記入しないでください。

協定書中の協定書の数は、「 2 通」と記入してください。ただし、3 通作成し、1 通を提出してください。

また、落札時には契約書添付用として、協定書 2 通が別途必要になります。

( 3 ) 「委任状(共同企業体構成員→共同企業体代表者用)」について

ＪＶの構成員からＪＶの代表者に対する委任状です。

ＪＶの結成を支社等の代理人が行った場合は、代理人の氏名を記載し、代理人の印鑑を押してください。

( 4 ) 「委任状（本社→支社等用）」について

本社と支社等の間でＪＶの結成等の権限を委任する場合に使用するものです。

この委任状に使用する代表者印は実印を使用してください。

( 5 ) 「使用印鑑届」について

ＪＶの結成等について代表者が実印以外の印鑑を使用する場合にのみ、提出が必要になります。

ただし、「委任状（本社→支社等用）」を使用した方は提出不要です。

## 建設工事共同請負入札参加資格審査申込書

〇〇年 月××日

(提出先)  
足立区長

共同企業体の名称 〇〇〇〇・建設共同企業体

|       |       |        |                    |
|-------|-------|--------|--------------------|
| 代表者   | 共同企業体 | 所在地    | 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 |
|       | 構成員   | 商号又は名称 | 株式会社〇〇〇建設          |
|       |       | 代表者又は  |                    |
|       |       | 受任者名   | 代表取締役 足立 一郎        |
|       |       |        |                    |
| 共同企業体 |       | 所在地    | 東京都足立区中央本町九丁目17番1号 |
|       | 構成員   | 商号又は名称 | 工業株式会社 足立営業所       |
|       |       | 代表者又は  |                    |
|       |       | 受任者名   | 営業所長 足立 花子         |

受付票にある肩書きを記載

このたび連帯責任によって、建設工事の共同請負により競争入札に参加をするため、株式会社〇〇〇建設 代表取締役 足立 一郎を代表者とする建設共同企業体を結成したので、競争入札参加資格の審査を次のとおり共同企業体協定書及び委任状を添えて申し込みます。

なお、この申込書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

「公告」若しくは「発注票」の発注業種を記載

申込業種

提示書類

各構成員の建設工事競争入札参加資格審査受付票(写)・印鑑証明書(写)

# 建設共同企業体協定書（甲）

〇〇〇〇・建設共同企業体協定書（甲）

（目的）（工事件名）

第1条 当共同企業体は、××××□□□□工事に係る建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇・建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）（所在地）

第3条 当企業体は、事務所を東京都足立区中央本町一丁目17番1号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年  月□□日に成立し、当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3か月以内を経過するまでの間は解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

会社名 株式会社〇〇〇〇建設

所在地 東京都足立区中央本町九丁目17番1号

会社名 工業株式会社 足立営業所

（代表者の名称）（会社名）

第6条 当企業体は、株式会社〇〇〇〇建設を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 株式会社〇〇〇〇建設 出資費比率 〇〇 %

会社名 工業株式会社 足立営業所 出資費比率        %

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

### （運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の建設工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

### （構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

### （取引金融機関）

(金融機関名)

支店名は記載しない

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

### （決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

### （利益金の配分の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

### （欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

### （権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

### （工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行

わない。

### （構成員の除名）

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

### （工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

### （代表者の変更）

第17条の2 第16条から第17条までの規定により代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合には、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

### （解散後のかし担保責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

### （協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（代表会社名）

株式会社○○○○建設外1社は、上記のとおり○○○○・建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員がそれぞれ記名押印のうえ各自保有するとともに、1通を足立区に提出する。

○○年 月□□日

代表者 会社名 株式会社○○○○建設  
会社代表者  
又は受任者 代表取締役 足立 一郎 印  
  
会社名 工業株式会社 足立営業所  
会社代表者  
又は受任者 営業所長 足立 花子 印

# 委任状

(共同企業体構成員→共同企業体代表者用)

(提出先)  
足立区長

〇〇年 月〇〇日

共同企業体の名称 〇〇〇〇・建設共同企業体

共同企業体  
構成員  
所在地 東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
商号又は名称 株式会社〇〇〇〇建設  
代表者名又は  
受任者名 代表取締役 足立 一郎 印

共同企業体  
構成員  
所在地 東京都足立区中央本町九丁目17番1号  
商号又は名称 工業株式会社 足立営業所  
代表者名又は  
受任者名 営業所長 足立 花子 印

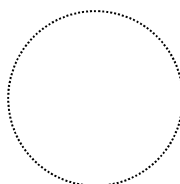
私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、足立区との契約について、つぎの権限を委任します。

所在地 東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
受任者 商号又は名称 株式会社〇〇〇〇建設  
共同企業体代表者 代表者名又は  
受任者名 代表取締役 足立 一郎

## 委任事項

- 1 見積及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 4 支払金の請求及び領収について
- 5 支払期日のきた利札の請求及び領収について

受任者印鑑



# 委任状

(本社→支社等用)

(提出先)  
足立区長

〇〇年 月〇〇日

所在地 埼玉県××市××〇丁目〇〇番〇〇号

商号又は名称 工業株式会社

代表者名 代表取締役 足立 五郎

実印

(工事件名)

私は下記の者を代理人と定め、足立区が発注する「  
」に関して、つぎの権限を委任します。

「公告」若しくは「発注票」の件名を記載

所在地 東京都足立区中央本町九丁目17番1号

受任者 役職名 営業所長

氏名 足立 花子

## 委任事項

- 1 建設共同企業体の結成及び維持、運営について
- 2 見積及び入札について
- 3 契約に関すること
- 4 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 5 支払金の請求及び領収について
- 6 支払期日のきた利札の請求及び領収について

受任者印鑑

# 使 用 印 鑑 届

(提 出 先)  
足 立 区 長

〇 〇 年      月 □ □ 日

所 在 地    東京都足立区中央本町一丁目 1 7 番 1 号

商号又は名称    株式会社 〇 〇 〇 〇 建設

代 表 者 名    代表取締役    足立    一 郎

実印

使 用 印 鑑

(工事件名)

「公告」若しくは「発  
注票」の件名を記載

私は上記印鑑を足立区との間における

の下記事項について使用いたします。

## 記

- 1 建設共同企業体の結成及び維持、運営について
- 2 見積及び入札について
- 3 契約に関すること
- 4 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 5 支払金の請求及び領収について
- 6 支払期日のきた利札の請求及び領収について

## (注)

- 1 代表者自身が、実印以外の印鑑を使用する場合に提出すること
- 2 実印と類似の印鑑は使用しないこと。